

平成30年度日本遺産「百世の安堵」情報発信等業務 仕様書（案）

1 目的

広川町日本遺産推進協議会は、日本遺産『「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～』（以下「日本遺産」という。）の認定を契機に、広川町のブランド化や住民のアイデンティティの再確認につなげ、日本遺産のストーリーや構成文化財を活用し、広川町の防災文化を国内外に発信し、観光振興を通じた広川町の活性化を図り、世界的な防災文化発信都市の実現を目指しています。

ついては、日本遺産認定を機に広川町を訪れる観光客に認定ストーリーや構成文化財について理解を促すため、広川町ならではの素材を活かし、訪問者と住民との対話や体験を共有する観光を通じたまちづくりを行います。

また、このまちづくりを継続することで、住民の自主的な地域づくり活動への参加を促進し、さらなる観光客との質の高い交流、地域産業への波及を促し、地域の持続的な活性化につながるツーリズムを目指すため、広川町日本遺産推進協議会が実施する日本遺産「百世の安堵」総合活用活性化事業の推進にあたって必要な業務を委託します。

2 適用範囲

本業務は、広川町日本遺産推進協議会が行う、平成30年度日本遺産「百世の安堵」情報発信等業務に適用する。

3 業務の内容

委託業務の範囲は以下の通りとする。

尚、業務の実施に当たっては、以下の業務内容を十分理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的手法は受託者が自らのノウハウを最大限活用した実施するものとする。また、国庫補助事業の公益性を認識し、適切な配慮を行うこと。

（1）日本遺産ターゲット選定等嗜好性調査

日本遺産「百世の安堵」総合活用活性化事業による広川町創生のために必要な調査を行い、地域の観光を活かしたまちづくりへの課題、イメージの共有化を図る。

①戦略立案への活用を目的とした調査業務

顕在化している観光資源だけでなく、必要に応じて潜在的な地域資源の発掘を行うこととする。

○主な要件は以下のとおりとする。

- ・協議会を構成する各委員や広川町担当者へのヒアリング、広川町の観光情報をも

とに、現状の地域資源の整理・評価を行うこと。

- ・地域の観光関連事業者（交通運営会社、メディア、旅行代理店等）へのヒアリングを通じて、地元住民だからこそ知る潜在的な観光資源についても調査を行うこと。
- ・主に広川町への訪問が期待される潜在顧客（国内）に対してもインターネットやインタビュー等を通じて、上記の地域資源について評価を求めること。また、潜在顧客（国内）の嗜好性を整理し、広川町の地域資源を具体的にどのように訴求するか等の議論に資する調査結果を得ること。

②戦略策定に関する支援・助言業務

上記①の調査結果に基づき、広川町日本遺産推進協議会が以降に予定する、日本遺産関連の情報発信や観光事業に関する戦略の策定のための議論に対して支援・助言を行なう。なお、戦略策定にあたっては、文化庁任命の日本遺産プロデューサーの助言を得て、協議会の関係者や観光関連事業者等と議論の上、共同で策定することを想定している。

また、求める具体的な支援・助言内容については協議会関係者による検討を経て適宜、取り決めるものとするが、上記①で実施する業務以外の成果物の納品をともなう実務の実施、およびその予算は本案に含まないものとする。

(2) 日本遺産PRホームページの制作

日本遺産を活用し、活性化を図るため、以下のメニューを一貫性のある企画のもとで実施し、一体的なPRを展開する。本ホームページの制作目的は、広川町の日本遺産をPRするだけでなく、広川町の日本遺産というブランドを活用して、広川町を訪れてみたいと閲覧者に想起させることが重要となる。

また、別途費用にて作成する日本遺産構成文化財案内板とQRコードを用いるなどして連動させ、観光客が楽しみながら日本遺産構成文化財を散策できるようにする。

- ①ホームページ制作に係る企画、取材・調査（情報収集、動画・写真撮影、入手）、サイト設計に関する一連の作業、サイト構築に関する一連の作業、サイト公開に関する一連の作業を行う。また、付随業務として、以下の作業を行う。

- ・ソフトのインストール
- ・新ドメインの取得
- ・サーバへの初期アップロード
- ・納入後の簡易更新マニュアルの作成

- ・格納サーバの選定

②言語

- ・日本語及び多言語化（英・中（簡体字・繁体字）・韓・インドネシア・フランス・スペイン）とする。

③ホームページの仕様

○構成内容

- ・対応デバイスは、PC 及びスマートフォンとする。
- ・サポート OS は、下記のとおりとする。
 - 〈PC〉 Microsoft Windows7 以降、Mac OS X 10.6 以降
 - 〈スマートフォン〉 Android4.4 以降、iPhone iOS8 以降
- ・サポートブラウザは、下記のとおりとする。
 - 〈PC〉 Internet Explorer10 以降、Firefox 最新版、Safari 最新版、Google Chrome 最新版
 - 〈スマートフォン〉 Android 標準ブラウザ、iPhone Safari
- ・地域の取組を紹介するページを制作すること。
- ・コンテンツの新規作成及び更新の際、情報入力者が容易に行える管理画面であること。
- ・本サイトの将来的発展を見越し、マイグレーション、規模拡大、サイトの再構築、サイトページの増設が容易なシステムであること。
- ・広川町の日本遺産ストーリーを動画で紹介すること（トップページ）。但し、スキップ機能や自動的に再生されない仕組みを設けること。また、日本遺産ストーリーを詳細に説明したページを別途設けること。
- ・町内で撮影した写真・動画（観光スポット・風景・特産品・グルメ等）を閲覧できるページを設けること。閲覧時はアルバムを鑑賞しているような感覚になるようなものとする。但し、アニメーション等は多用しないものであること。
- ・閲覧した写真等について、その関連ページや位置情報（Google マップ）へのリンクを設定できる機能を設けること。
- ・インスタグラムと連携して、町の指定するハッシュタグをキーに、ユーザーの投稿内容がホームページ内のコンテンツとして更新されていく仕組みを実装すること。
- ・外部 SNS（Twitter、Facebook 等）と連携し、フォローやシェア等の機能が使えること。

※メニューの説明、コンテンツのタイトル・紹介文を除き、極力文字の使用を避

け、写真・動画をメインにしたデザインとすること。

○システム環境

- ・コンテンツの作成及び更新の容易性を高め、管理者の負荷を増加させることなくサイトの更新が可能であり、業務のスピードと正確性の向上を図るため、コンテンツ・マネジメント・システム（CMS）を採用する。
- ・ホスティングサーバ等、本業務に伴うシステム要件については、受託者が提案することとする。ただし、CMS 及びサーバについては、発注者と協議し承認を得るものとする。

○付随費用

次の費用は、受託者において負担すること。

- ・開発用機器に係る費用
- ・デモサイトの開設及びデモに係る機器等に係る費用（テスト中は I P アドレスによる公開制限をかけること。）
- ・その他、開発に必要な諸費用

○ホームページ制作に係る留意事項

- ・閲覧者が必要な情報を見やすく、わかりやすく、探しやすいものとする。
- ・ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・PC 及びスマートフォンでの利用を主な形態とし、利用形態に応じ、閲覧に適切な構成とすること。
なお、スマートフォンでの閲覧を考慮したレスポンシブウェブデザインとすること。
- ・各種ブラウザで適切に表示されるものであること。
- ・印刷した際、A 4 サイズに収まること。
- ・コンテンツを閲覧する際、別に必要とする専用のソフト（プラグイン）を必要としないこと。ただし、無料ダウンロードできるソフトである場合はこの限りでない。
- ・SEO対策を行うこと。
- ・高いセキュリティ対策を講じること。
- ・アクセス状況を解析し、ホームページ公開以降は、月に1度報告すること。
- ・Google アナリティクスによる解析を可能とすること。

(3) 日本遺産ロゴマーク・キャッチコピー制作

広川町日本遺産推進協議会、関係機関、行政が一体となり、日本遺産を基軸に、広川町の一層の統一したブランド化の推進を図るべく、以下のとおりロゴマーク・キャッチコピーを作成し、幅広い用途で使用展開する。

①業務内容

- ・キャッチコピーおよびロゴマーク作成に係る企画、コピー作成、デザイン。
※キャッチコピー及びロゴマークは、日本遺産の様々なプロモーションに統一的に使用する目的で作成する。作成に当たっては、以下の点に注意すること。
- ・ロゴマークは、日本遺産のストーリーをシンプルでわかりやすく表し、また広く親しまれるデザインとし、広川町の魅力を国内外へ強く発信できるものであること。
- ・ロゴマークは、日本遺産のまち広川町と分かるようにすること。
- ・ロゴマークは、単体で使用するパターンとキャッチコピー合わせて使用するパターンを作成すること。
- ・キャッチコピーは、日本語版及び英語版の2種類を作成すること。
- ・ガイドブックやポスター等の紙媒体やホームページ等、幅広い用途で使用されることを勘案したコピー及びデザインとすること。
- ・ロゴマーク使用マニュアルを作成すること。

②ロゴマーク使用マニュアルの作成について

- ・ロゴマーク使用マニュアルは、ロゴマークが多様な媒体で使用されることを想定し、その対応についても記載すること。

○留意事項

- ・提案書には、デザインの指針となる基本的な概念・考え方を記載すること。
- ・提案書には、ロゴマーク・キャッチコピーの制作過程について、それぞれ詳細に記載すること。

(4) 日本遺産ガイド養成研修会の開催

日本遺産のストーリーと構成文化財についてのガイド養成講座を開催する。日本遺産ガイド養成研修会は3か年で段階的に日本遺産ガイド人材を養成するプログラムとすること。

①養成規模

ボランティアガイド養成講座を受講する規模は20名程度とすること。

②講座内容

- ・日本遺産のストーリーと構成文化財についてのガイド養成講座

講座の開催にあたっては、日本遺産のストーリーや構成文化財と日本遺産との関わりなどを解説した資料（教則本など）を作成・配布し、受講者が受講後も継続して日本遺産を学習できるようにすること。

- ・おもてなしマインド講座

実際にサービス業の現場で働いている講師より、観光客を対象とするサービスマインドとはどういったものか、おもてなしの心で接する心構えについて受講者が理解できる講義内容とすること。

- ・ガイドテクニック講座

お客様をガイドする場面におけるガイドテクニックについての座学とロールプレイにより習得できる講義内容にすること。

- ・外国人観光客接客スキルアップ講座

外国人観光客に対する接客スキルの向上を目指し、一般的な対応の仕方、観光客の特徴、習慣、マナーなどを学ぶ初級講座の内容とすること。

- ・先進地視察研修

受講者がガイド現場を共有し互いにホスピタリティマインドやガイドテクニックを高めていけるよう日帰りの先進地視察研修を企画し実施すること。

4 スケジュール

本委託事業に関する報告書を平成31年2月28日までに提出できるよう、受託者が委託者に対して、工程を鑑みてスケジュールを策定・提出するものとし、受託者は提出したスケジュールを踏まえて本業務の計画・管理を行なうこととする。

但し、(1) 日本遺産ターゲット選定等嗜好性調査については、平成30年12月末までに速報版調査報告書を提出できるよう、業務の計画・管理を行うこと。

5 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。また、文化芸術振興費補助金制度の要綱を遵守すること。

6 資料の貸与

本事業の遂行上必要な資料は原則として受託者が収集するものとするが、広川町日本遺産推進協議会が保有しているもので本事業の遂行に必要な資料は貸与する。貸与を受けた資料については、そのリストを作成して広川町日本遺産推進協議会に提出し、業務完了とともに速やかに返却すること。

7 納入成果物

以下の成果物を納入すること。尚、納入にあたっては、紙媒体及び電子媒体にてそれぞれ一式ずつ納入を行うこと。

また、本件業務の成果物のうち、印刷物には文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク並びに「平成30年度日本遺産魅力発信推進事業」を掲載すること。

- (1) 日本遺産ターゲット選定等嗜好性調査
 - ・速報版調査報告書 紙媒体及び電子媒体各一式
 - ・業務報告書 紙媒体及び電子媒体各一式

- (2) 日本遺産PRホームページの制作
 - ・業務報告書 紙媒体及び電子媒体各一式
 - ・サイト構築設計書（紙媒体及びPDFデータ） 1部
 - ・カスタマイズ設計書（紙媒体及びPDFデータ） 1部
 - ・ホームページ運用マニュアル（紙媒体及びPDFデータ） 1部
 - ・ドキュメントルート以下のファイルバックアップデータ（DVDに記録）
1枚

 - ・データベースのバックアップデータ（DVDに記録） 1枚
 - ・CMSのユーザー操作マニュアル（紙媒体及びPDFデータ） 1部

- (3) 日本遺産ロゴマーク・キャッチコピー作成
 - ・業務報告書 紙媒体及び電子媒体各一式
 - ・キャッチコピー、ロゴデザイン
 - ・ロゴマーク使用マニュアル（紙媒体及びPDFデータ） 5部
 - ・上記データ（ロゴはAI形式・JPEG形式・PNG形式）CD-R 5枚

- (4) 日本遺産ガイド養成研修会の開催
 - ・業務報告書 紙媒体及び電子媒体各一式
 - ・ガイドマニュアル 30部及び電子媒体

8 納入期限

平成31年2月28日（木）

9 納入場所

〒643-0071 和歌山県有田郡広川町大字広1500番地
広川町日本遺産推進協議会事務局
広川町教育委員会

10 その他

- (1) 業務の遂行にあたって、受託者は委託者である広川町日本遺産推進協議会と十分な連絡を持ち、必要に応じて広川町日本遺産推進協議会の指示及び承諾を受けるとともに、関係法令を遵守しなければならない。

(2) 本業務における成果物は広川町日本遺産推進協議会に帰属するものとする。

11 留意事項

(1) 一般的事項

- 日本遺産については、広川町が文化庁へ申請した申請書を参考にすること。
- 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- 業務を遂行する上で必要な資料、画像等は、原則取材、撮影等により受託者において入手する。ただし、発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与する。なお、取材、撮影等に当たっては町や構成文化財所有者等と事前に調整すること。また、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。
- 上記において入手した資料、画像等は、業務メニューの実施に際し、適宜共通で使用すること。
- 受託者は、業務の実施に係る経費の算出及び支払いにあたっては、文化庁が定める「各費目における単価上限、補助対象外経費等」に留意すること。
- 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

(2) 業務に関する事項

- あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。
- ディレクター、ライター、カメラマン、デザイナー、モデル等を確保すること。
また、広川町の文化財・歴史等に精通しておくこと。

(3) その他

- 今回の業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)、所有権等その他の一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- 受託者は、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。
- 成果物は、発注者が自由に二次使用(再編集を含む印刷物の制作等)できるものとする。
- 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。

- 受託者は本事業公募に係る全ての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- 本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。
- 業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。